

国立大学法人総合研究大学院大学における随意契約公表基準

国立大学法人総合研究大学院大学における随意契約の公表基準を次のとおり定める。

1 内容を公表する随意契約

次の随意契約について契約内容を公表するものとする。

- ① 予定価格が500万円を超える工事又は製造契約
- ② 予定価格が320万円を超える財産を買い入れる契約
- ③ 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超える物件を借り入れる契約
- ④ 予定価格が100万円を超える財産を売り払う契約
- ⑤ 予定賃借料の年額又は総額が60万円を超える物件を貸し付ける契約
- ⑥ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超える契約

2 内容を公表する事項

- ① 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- ② 随意契約を締結した日
- ③ 契約の相手方の氏名及び住所
- ④ 随意契約に係る契約金額
- ⑤ 随意契約によることとした理由

3 公表する時期

随意契約を締結した日の属する月毎にとりまとめ、当該月の翌月末までに国立大学法人総合研究大学院大学ホームページにて公表する。

4 公表期間

公表月から起算して1年間とする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。